

各 位

会 社 名 ポラリス・ホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 梅木 篤郎  
(コード番号：3010 東証スタンダード)  
問合せ先 取締役兼最高財務責任者 細野 敏  
(TEL:03-5822-3010)

### ホテル運営委託契約に係る追加報酬の受領に関するお知らせ

本日、当社の連結子会社であります株式会社ココホテルズ（以下「ココホテルズ」という。）は、現在運営業務を受託中の6店舗のホテルについて、既存のホテル運営委託契約に基づく報酬に加え、追加での運営報酬を受領する契約（以下「本報酬保証契約」という。）の締結を取締役会にて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

#### 1. 概要

ココホテルズは、2020年10月13日付「5店舗のホテル運営委託契約の締結及び売上保証契約の締結に関するお知らせ」にて公表させていただきましたとおり、全国の主要都市で5店舗（以下「ココホテル5店舗」という。）のホテル運営業務を受託し、2020年10月から11月にかけて当該5店舗のホテル運営を開始いたしました。また、2021年4月27日付「匿名組合出資及び新規ホテルの運営受託に関するお知らせ」にて公表させていただきましたとおり、東京都中央区に所在するホテル（以下「ココホテル築地銀座」という。）の運営業務を受託し、2021年9月から同ホテルの運営を開始しております。

上記6店舗のホテル運営においては、いずれのホテルも新型コロナウイルス感染症の影響がある中での運営開始にも関わらず、継続した利益計上実績を挙げていることから、それぞれのホテル運営委託者を含む関係者との間で、運営報酬の増額についての交渉を行い、その結果、ココホテル5店舗の物件を保有する特別目的会社に対して匿名組合出資を行う企業1社（以下「本出資者①」という。）及びココホテル築地銀座の物件を保有する特別目的会社に対して匿名組合出資を行う当社を含む企業3社（以下、総称して「本出資者②」という。）との間で、ホテル運営委託契約に係る追加の運営報酬を受領することについて合意いたしました。

当該追加報酬は、2022年5月から2年間、各月のそれぞれのホテルの売上及びホテル運営収支（ホテルの売上から運営に関する費用を控除した金額）に基づき算出され、受領いたします。

#### 2. 日程

契約締結日：2022年5月30日（予定）

#### 3. 契約相手側の概要

本出資者①及び当社を除く本出資者②は、当社の親会社グループであるスターアジアグループに属する海外に所在する企業であり、当社の関連当事者に該当いたします。

なお、企業名につきましては、契約相手側の要請により非開示とさせていただきます。

#### 4. 今後の見通し

当該追加報酬は、各ホテルの業績に基づき算出されるため、当期の業績への影響につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響などもあり未定であります。ただ、ホテル運営における追加報酬となりますの

で、売上高及び営業利益の増加に貢献するものと考えております。

また、連結業績予想につきましては、2023年3月期における新型コロナウイルス感染症の感染拡大が、当社グループの事業活動に与える影響につきまして、現時点で合理的に予測することが困難な状況にあるため、業績予想の開示は見送らせていただいております。なお、業績予想の開示が可能となった時点で速やかに公表いたします。

## 5. 支配株主との取引等に関する事項

### (1) 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

「3. 契約相手側の概要」に記載のとおり、本取引は支配株主との取引等に該当いたします。

当社は、2021年12月27日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書において、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」として、「当社は、支配株主との間で取引を行う場合には、取引の合理性と一般的な取引条件に照らした取引条件の妥当性について、十分に検討し実行するものとし、少数株主の利益を害することがないよう適切に対応いたします。」と示しております。

当社は、本報酬保証契約の締結に関して、事前に当社の監査等委員から意見を求め、特段の異議がないことを確認した上で、当社及びココホテルズの取締役会決議を行う対応をし、本報酬保証契約に係る契約条件の公正さを担保するための措置を講じており、かかる対応は、上記指針に適合しているものと考えております。

### (2) 公正性を担保するため及び利益相反を回避するために講じた措置

本報酬保証契約の締結に当たっては、公正性を担保するため「(1) 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況」のとおり、社内で定められた規則及び手続き等に基づいて行われております。また、下記「(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものでないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要」のとおり、本取引の内容及び条件が公正である旨の意見を支配株主と利害関係のない者から入手しております。

本報酬保証契約の締結に当たり、当社は、スターアジアグループの役員等を兼務する当社取締役（マルコム・エフ・マクリーン4世氏、増山太郎氏、梅木篤郎氏、細野敏氏及び橋本龍太郎氏）を除く取締役全員の承認により決議を行っており、ココホテルズは、スターアジアグループの役員等を兼務する取締役（梅木篤郎氏及び細野敏氏）を除く取締役全員の承認により決議を行っております。

### (3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものでないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

支配株主と利害関係のない当社の独立役員である社外取締役 半田高史氏から、以下の理由により本報酬保証契約の締結の目的は合理的で、本報酬保証契約の内容及び条件が公正であると認められることに加え、本報酬保証契約の締結の手続きにおける公正性を確保するための措置が採られていることにより、本取引は当社の少数株主にとって不利益なものとはいえない旨の意見書を2022年5月30日に受領しております。

#### ① 本報酬保証契約の締結の目的の合理性

本報酬保証契約は、ホテルの業績によって決定されるホテル運営委託報酬について、ココホテルズが、ココホテル5店舗及びココホテル築地銀座のホテル運営委託契約で定める運営報酬に加えて、本出資者から追加の運営報酬を受ける内容である。

したがって、本報酬保証契約の締結は、ココホテル5店舗及びココホテル築地銀座のホテル運営に係る利益獲得を更に強固なものにするものであり、当社の少数株主との関係においてもその目的の正当性を認めることができると考えられることから、本報酬保証契約の目的は合理的であると言える。

#### ② 本報酬保証契約の締結の内容及び条件の公正性及び妥当性

本報酬保証契約の主な内容及び条件並びに本報酬保証契約のその他の内容及び条件によれば、本報酬保証契約は、本報酬保証契約の締結の目的を実現するためのものであり、ココホテルズが本出資者に対して何らかの財務的な負担を課されることはない。また、本報酬保証契約を締結によって、ココホテルズ

が一方的に不利益を課される事項は見当たらなかった。

したがって、本報酬保証契約の内容及び条件は公正かつ妥当であると認められる。

③ 本報酬保証契約の締結における手続きの公正

本報酬保証契約の締結について、当社は、スターアジアグループの役員等を兼務する当社取締役（マルコム・エフ・マクリーン4世氏、増山 太郎 氏、梅木 篤郎 氏、細野 敏 氏及び橋本 龍太郎 氏）を除く取締役全員の承認により決議を行い、ココホテルズは、スターアジアグループの役員等を兼務する取締役（梅木 篤郎 氏及び細野 敏 氏）を除く取締役全員の承認により決議を行う予定である。

また、取締役・高倉 茂 氏から、監査等委員に対して情報共有を行い、その意見を求めるなどしている。

以上の事実関係に照らせば、当社及びココホテルズに取締役会の意思決定の公正性を担保するための措置も図られているものと認められる。

以 上